

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

	病名	出席停止期間の基準	登校再開時に必要な書類	
第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	登校許可証明書 (医師による証明)	
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)	
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで		
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	インフルエンザ 経過報告書	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで		証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと認められるまで		登校許可証明書 (医師による証明)
結核	症状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)			
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により 学校医その他の医師において 感染の恐れがないと認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)	
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	コレラ			
	腸チフス			
	細菌性赤痢			
	パラチフス			
	その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで		

※ 第1種感染症及び学校保健安全法施行規則第19条(出席停止の期間の基準)において「医師において」との基準が示されている感染症以外は、医師による病名診断ののち、同条で定める期間等を経過したことを保護者が報告するよう取り扱う